

第二十三条 法第二十二条第二項に規定する相談所の基準は、左の通りとする。

一 優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。

二 受胎調節の実地指導のための設備、一般健

康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備えること。

(承認又は認可の取消)

第二十四条 厚生大臣は、法第二十二条第三項の規定により承認を受けた相談所の運営方法が、その目的遂行のため不適当であると認めたとき又は法第二十二条第一項の規定により認可を受けた相談所(以下「認可を受けた相談所」という。)が前条に規定する基準に該当しなくなつたときは若しくは第二十二条第二項の規定に違反したときは、その承認又は認可を取り消すことができる。

(相談所の廃止)
第二十五条 相談所の設置者は、その相談所を廢止したときは、すみやかにその旨を文書により厚生大臣に届け出なければならない。
2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届け出は、その所在地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(届出)

第二十六条 相談所の設置者は、毎月十五日までに前月の成績を別記様式第十一号により厚生大臣に届け出なければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の届出は、その施設の所在地の都道府県知事を経由

して行うものとする。

第四章 雜則

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及び第十三条第二項に関する届出

は、別記様式第十二号による報告書により、法

第十四条第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならぬ。

2 都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による月報及び別記様式第十五号による年報を作成し、月報はその月の末日までに年報は翌年一月末までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の経由)

第二十八条 第九条、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の申請

第十四条第三項の提出並びに第十三条第一項、第十五条第二項及び前条第一項の届出は、その住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第十六条の申請及び第十八条の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

一、方針

最近人工妊娠中絶は激増の傾向にあり、その母体の生命及び健康に及ぼす影響は相當に考慮すべきものがあるので、次のような方法により公衆衛生の見地から積極的に各階各層に適切な受胎調節の普及を行い、国民の福祉及び資質の向上をはかるものとする。

二、要領

1 受胎調節を行うかどうかは、あくまで個人が自主的に決定すべきものであるからこれを強制することなく十分理解させるよう指導する。

2 実施の方法は、個別指導(ケース・ワーカー)及び集団教育(グループ・ワーク)に重点をおき、あわせてその実施を容易ならしめるため広報活動を行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七

年七月一日から適用する。

(別表様式を省略)

厚生省の受胎調節普及要領及び普及実施要領細目の決定

受胎調節普及に関する昭和二六年一〇月の閣議の決定については本誌前々号本欄に記載のとおりであるが、厚生省においては右の趣旨にもどりきその普及要領及び実施細目について昭和二七年六月左のとおり決定をみると到つた。

受胎調節普及実施要領

(昭和二七年六月二七日)

イ 個別指導

個別指導は、厚生大臣が指定する避妊用の器具を直接女子の身体に対して使用する実地指導の方法と、その他受胎調節に関する一般的な知識、関係施設の利用及び薬品の使い方等について口頭で説明する方法によるものとする。

(1) 医師及び都道府県知事の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦は実地指導の方法及びその他の方法とをあわせて行うものとする。

(2) 前号の指定を受けない助産婦、保健婦又は看護婦並びに医療社会事業担当者その他のケース・ワーカーは、その職務の範囲内で受胎調節の必要性及び優生保護相談所又は実地指導者の所在等を口頭で説明するものとする。

(3) 開局薬剤師（薬局に勤務する薬剤師を含む）は、薬局に於てその業務の範囲内で、器具又は薬品の使い方及び保存の方法等を口頭で説明するものとする。

ハ 広報活動

1 個別指導

2 指導

3 実施にあたつては、関係民間団体の積極的な活動により、適切な協力推進を期待するものとする。

3 實施にあたつては、関係民間団体の積極的な活動により、適切な協力推進を期待するものとする。

4 優生保護相談所又は保健所は、優生保護法指定医師、一般医師、助産婦等並びに医療社会事業担当者その他のケース・ワーカー及び開局薬剤師の行う個別指導、集団教育及び民間団体の行う活動に対し、適切な技術及び資料を提供する等努めてこれに便宜を供与するものとする。

三、措置

1 優生保護相談所の整備及び運用の改善

都道府県は、優生保護相談所を全保健所に附置し、その整備をはかるとともに、産婦人科を有する病院等に対して私立優生保護相談所を設置するよう指導する。

又既存のものについては活動状況を再検討し、その運用の改善向上をはかる。

(4) 優生保護相談所又は保健所は集団教育を主たる活動として行うが、個別指導についても前記の職員によつてこれを行うものとする。

2 集団教育

工場、婦人団体その他の特定集団に対する教育指導は、優生保護相談所又は保健所が行う。尙適当な指導者のある場合は集団自身も事情に応じこれを行うものとする。

ロ 都道府県は、前項の職員を中心として、優生保護相談所又は保健所の担当職員その他集団教育指導者に対する専門教育を行ふ。

ハ 広報活動

1 個別指導

2 指導

3 実施にあたつては、関係民間団体の積極的な活動により、適切な協力推進を期待するものとする。

4 優生保護相談所又は保健所は、受胎調節普及に関する民間協力団体の設置に協力し、その事業の育成をはかるとともに既存民間団体の指導を行う。

四、実施上の注意

1 普及指導は女子だけでなく、男子に対しても積極的にこれを行うこと。

2 人口妊娠中絶、死産及び妊娠婦死亡の多い地域並びに受胎調節普及度の低い地域ないし階層に対しては特に重点をおいて普及指

ハ 都道府県は、都道府県医師会及び日本看護協会と道府県支部と共同して、助産婦、保健婦及び看護婦に対する専門教育を行

イ 優生保護相談所又は保健所は、座談会等を開催し、器具の展示、映画、スライドの上映等により集団教育を行い、あわせて各団体に対してこれらの行事を行うよう指導し、かつその実施について協力する。

ロ 厚生省及び都道府県は、個別指導及び集団教育の実施効果をあげるため、ラジオ、新聞その他の方により広報活動を行う。

優生保護相談所又は保健所は、適当な方法により所内に器具等を展示し、常時必要な人等の参考に資するものとする。

ハ 集団教育及び広報活動に必要な映画、スライド、パンフレット、リーフレット等の資材は、厚生省及び都道府県において作成整備する。

導を行うこと。

3 一般の広報活動及び集団指導にあたつては社会の善良な風俗を害わぬよう十分注意す

るとともに、国民の質的及び文化的向上に留意して行うものとすること。

4 個人に対する指導にあたつては、その者の住居の状況、経済的條件、知識の程度等を十分観察の上、それらに応じて継続的に実施し

る効果的な方法を指導すること。

(+) 受胎調節普及実施要領細目

この細目は、「受胎調節普及実施要領」を補足的に解説するものである。

(+) 受胎調節普及の実施方法

この細目は、「受胎調節普及実施要領」を補足的に解説するものである。

1 個別指導

1 女子に対する実施指導に使用すべき避妊用の器具は、避妊用々具として厚生大臣より製造許可をうけたものとする。

現在は左の四種類がある。

(1) ペッサリー類

(2) 避妊用海綿その他の避妊用スポンジ類

(3) 避妊薬注入器具類

(4) 家庭用腔内洗滌器具類

2 医療社会事業担当者等のケース・ワーカー

及び開局薬剤師は、従来の職務の範囲内に於て行うものであつて、実施に当つては、右の範囲を逸脱しないよう特に注意するものとする。

受胎調節普及のためのケース・ワーカーとしては特に左の者が期待される。

医療社会事業担当者
保健婦
生活改良普及員
衛生教育担当者
助産婦
民生委員
(1) 集団教育
(2) 妇人団体、青年団体、母親学校、公民講座等である。

(4) 實地指導に応ずる場所及び実地指導者の存在の教示
(3) 広報活動
(2) 存在の教示

1 広報活動は、一般社会風教特に年少者に対する影響を考慮し、受胎調節の方法そのものよりも、受胎調節の必要性、相談施設、指導者の存在、各種行事の開催期日等について行うものとする。

2 具体的な方法として特につぎのものがあげられる。

イ ラジオ……講演、放送討論会、スポーツニュース「皆さんの健康」婦人の時間、「県(郡)民の時間」

ロ 新聞……家庭欄、地方版、壁新聞等
ハ 講演会、映画会、展示会等……場所及び入場者の選択等については特に慎重に考慮する。

二、指導者の教育

厚生省は、公衆衛生院において、各都道府県(政令市を含む)の衛生部、優生保護相談所又は保健所の医師である担当職員に対して講習(年三回程度毎回一週間位)を行う。

(+) 伝達講習

都道府県は、前項の講習終了の都度、前項の担当職員に対して伝達講習を行う。

(+) 認定講習

実地指導を行う助産婦、保健婦及び看護婦に対しては、優生保護法第十五条第二項にもとづ

く認定講習を行う。

- 1 主催者としては都道府県、政令市等の公共団体、都道府県医師会、日本看護協会都道府支部、日本赤十字社、済生会等の公共的な

団体又は助産婦養成所等の養成機関が適当と考えられる。
2 講習の科目及び時間数は、次表のとおりとする。

科	目	助産婦	保健婦	看護婦	備	考
総論	受胎調節の意義と目的	五	五	五		
母体保護と受胎調節	関連概念の整理	一	一	一		
優生保護法解説	人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	一	一	一		
妊娠の成立	男女性器の構造	一	一	一		
受精及受胎の生理	妊娠の初期微候について	一	一	一		
受胎調節の理論	受胎調節の効果判定	一	一	一		
受胎調節の指導法	受胎調節法選択の基準	一	一	一		
一般指導法	実習	一	一	一		
討論	計	三三三	二二三	二二三	一一三	一一三

(1) 実習に必要な模型は五人に一人を個別モデルは一人に一人を基準とする。
(2) 人体六回(六時間)以上、模型六回(六時間)以上とする。保健婦、看護婦の場合は、人体一〇回(一五時間)以上、模型一〇回(一五時間)以上とする。

- 1 受胎調節普及実施に関する基本的事項の企画、運用を行う。
- 2 都道府県及び政令市に対し優生保護相談所の設置を奨励指導し、その設置運営に要する費用について補助する。
- 3 受胎調節普及指導に関する資料を作成して各都道府県及び関係方面に配布すると共にラジオ、新聞等による全国的な広報活動を行う。
- 4 前記二の(1)により都道府県の担当職員等に對して講習を行う。
- 5 関係各省との連絡、調整をはかり、民間団体の設置運営について適切な指導を行う。

(一) 厚生省

- 1 厚生省の定める基本方針に即応し、現地の実情を勘案して、管内における受胎調節普及指導の適切なる企画、運用を図る。
- 2 優生保護相談所の整備を行う。特に都道府県立以外の公、私立優生保護相談所の整備について指導協力する。この場合受胎調節普及実施の見地から考慮すべき事項は左の通りである。
 - (1) 人工妊娠中絶数、死産数及び受胎調節普及度、優生保護相談所の配置状況等を勘案すること。
 - (2) 實地指導室及び相談室を設け、婦人科用検診台、受胎の生理模型、女性々器模型、

展示用避妊用器具及薬品一式、陰鏡、陰内

洗滌器、スライド、幻灯器、掛図、パネル
パンフレット、リーフレット等の受胎調節

普及指導に必要な器具及び資材を備える

こと。

3 受胎調節に関する資料を収集、作成の上、

優生保護相談所、保健所及び関係各方面に配布するとともに、ラジオ、新聞及び壁新聞等

を利用し積極的に全般的な広報活動を行う。

4 前記二の(ニ)及び二の(三)により、優生保護相談所及び保健所の担当職員に対する伝達講習並びに助産婦、保健婦、看護婦に対する認定講習を行う。

5 関係行政庁及び関係民間団体との連絡、調整をはかり、必要に応じ、受胎調節普及対策協議会等適当な連絡機関を設置する。

(イ)

1 都道府県（政令市）立優生保護相談所

(1) 都道府県（政令市）の計画にもとづいて

受胎調節普及実施の中心となり所内指導、巡回指導を行い関係機関との連絡、調整を行ふ。

(2) 所内指導

一週二日以上個別指導の日を設け、実地指導を行う。その他随時講習会、座談会、展示会等を開催する。

(3) 巡回指導

随時講演会、講習会、座談会、映画会、展示会等を行い、或は民間団体に行わせるよう指導し、それに協力する。尙必要に応

じ個別指導を合せて行う。

(4) 随時実態調査を行い、管内の状況を十分に把握し、普及指導の参考資料とする。

2 その他公、私立優生保護相談所

所内指導を主とし、都道府県又は政令市の計画に即応し、都道府県（政令市）立優生保護相談所又は保健所の事業に協力するものとする。